

# 令和6年1月1日から国民健康保険税の産前産後期間相当分が減額されます！

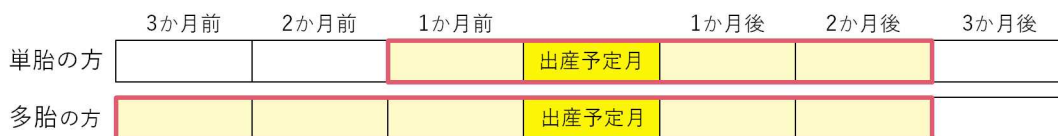
## 対象となる方・届出期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も含まれます。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。

## 国民健康保険税の減額方法

- 保険税の年税額のうち、所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から4か月相当分が減額されます。多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

 …対象期間



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるものではありません。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

 …対象期間



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額され納め過ぎの保険税がある場合は還付されます。
- 国民健康保険税が課税限度額に達している世帯については、免除を適用しても税額が変わらない場合があります。

## 届出に必要な書類

### 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類が必要です。  
詳しくは保険課へお問い合わせください。

## 届出先

本庄市 保健部 保険課 国保係 TEL 0495-25-1116  
児玉総合支所 支所市民福祉課 市民税務係 TEL 0495-72-1333

